

職場適応援助者養成研修（企業在籍型）受講規約

第1条（本規約の目的）

本規約は、トーマツチャレンジド株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する職場適応援助者養成研修（企業在籍型）（以下「本研修」といいます。）の受講を希望し、当社がこれを承諾した者（以下「受講者」といいます。）が本研修を受講するにあたり、当社および受講者に適用される条件を定めるものです。

第2条（本研修の目的および内容）

1. 本研修は、職場適応援助者（ジョブコーチ）による援助の実施に関し、必要な知識および技能の習得を目的とし、厚生労働大臣が定める職場適応援助者養成研修（企業在籍型）として実施されます。
2. 本研修を受講できる者は、次のいずれにも該当する者としします。
 - (1) 障がい者を雇用している、または雇用する予定がある事業主に雇用されている者
 - (2) 職場適応援助者としての援助を担当することを予定している、または障がい者に対する定着支援のための雇用管理などを担当する者
3. 本研修の受講期間、場所、研修内容その他の条件は、当社が別途提示する本研修の実施要項に定めるものとします。

第3条（受講契約の成立）

1. 受講者は、本研修の受講を希望する場合、本規約および本研修の実施要項の内容を承諾の上、当社所定の受講申込書（以下「受講申込書」といいます。）を提出することにより、本研修の受講申込みを行うものとします。なお、本研修の受講申込みに当たり、受講に係る事業主の許可が必要となる場合、受講者は、当該許可を得た上で受講申込みを行うものとします。
2. 当社は、前項の受講申込みを受けた後、遅滞なく、当該受講申込みを承諾するか否かの判断を行うものとし、その諾否を受講者に通知します。なお、当社は、受講申込みを承諾しない場合であっても、その理由について、受講者に通知または説明する義務を負わないものとします。
3. 本規約に基づく本研修の受講に係る契約（以下「受講契約」といいます。）は、当社が、前項の定めに従い受講申込みを承諾する旨の通知を発信した時点で成立します。

第4条（委託）

当社は、本研修の実施に係る業務の一部を第三者に委託することができます。ただし、この場合、当社は責任をもって委託先を管理するものとします。

第5条（受講料）

1. 受講者は、受講申込書に定める本研修の受講料（以下「受講料」といいます。）を当社に支払うものとします。
2. 受講料の支払期日、支払方法その他の条件は、受講申込書に定めるものとします。

第6条（教材の使用範囲）

受講者は、本研修の受講および復習の目的のためのみに本研修の教材（以下「教材」といいます。）を使用することができます。

第7条（知的財産権）

1. 本研修および教材に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権を含む一切の知的財産権その他の権利（以下「知的財産権等」といいます。）は、当社または当該教材にかかるライセンサー等に帰属します。本規約において明示したものを除き、受講契約の締結によって、当社は受講者に対し、本研修および教材に関する何らの権利も譲渡、移転、利用許諾するものではないことを相互に確認します。
2. 本研修または教材に関して、第三者から受講者に対して知的財産権等にかかるクレームその他の請求（以下「クレーム等」といいます。）が発生した場合、受講者は直ちに当社にその旨およびクレーム等の内容を通知するものとし、当社はその責任と負担において当該クレーム等処理するものとします。ただし、当該クレーム等の発生が受講者の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りではありません。

第8条（受講者の責任）

1. 受講者は、本研修の受講における一切の行為およびその結果（企業在籍型職場適応援助者助成金の受給の可否を含みますが、これに限りません。）について、一切の責任を負うものとし、
2. 受講者は、本研修を受講するにあたり必要となる受講環境（インターネット環境を含む。）を自らの責任と費用をもって準備するものとし、また、本研修を受講するにあたり必要となる費用（交通費、食事代、宿泊費、通信料などを含みますが、これに限られません。）を負担するものとし、
3. 受講者は、本研修の受講に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（他の受講者および職場実習受入先を含みますが、これに限られません。本項において同じ。）に対して損害を与えた場合または第三者からクレームその他の請求がなされた場合、自己の責任と負担をもってこれを処理、解決するものとし、
4. 受講者は、受講者の故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して当該損害を賠償するものとし、

第9条（研修修了基準）

1. 本研修は、受講者が全てのカリキュラムを修了し、かつ、当社指定のレポートを提出することをもって修了するものとし、なお、受講者の習熟度が著しく低く、研修の成果が認められない場合および受講者が当社指定のレポートを提出しない場合、当社は当該受講者の本研修の修了を認めないものとし、
2. 本研修の修了後、当社は本研修を修了した受講者（以下「本件研修修了者」といいます。）に対し、研修修了証書を発行します。
3. 研修修了証書の逸失等により研修修了証書の再発行が必要となる場合、本件研修修了者は当社に対し、研修修了証書の再発行を請求することができます。なお、当該請求は本件研修修了者本人のみが行うことができるものとし、再発行手続事務手数料は発生しないものとするが、郵送料は本研修修了者の負担とする。

第 10 条（禁止事項）

受講者は、本研修を受講するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する行為またはそのおそれがある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 本規約において認められる使用目的の範囲を超えて教材を使用する行為
- (4) 当社の事前の承諾を得ることなく、本研修を録音、録画、撮影する行為
- (5) 当社またはライセンサー等の知的財産権等を侵害する行為
- (6) 第 12 条（秘密保持）に定める秘密保持義務に違反する行為
- (7) 本研修の実施を妨害する行為またはそのおそれがある行為
- (8) 他の受講者による本研修の受講を妨害する行為またはそのおそれがある行為
- (9) 前各号に類する行為

第 11 条（責任の制限）

1. 当社の責に帰すべき事由によって本研修に関して受講者に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社の賠償責任は、受講者が当社に支払った受講料相当額を上限とします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、受講者の逸失利益等については、契約責任、不法行為責任その他請求原因のいかんを問わず、いかなる賠償責任も負いません。

第 12 条（秘密保持）

1. 本契約における「秘密情報」とは、次の各号のいずれかに該当する情報をいいます。
 - (1) 本研修の受講に際して、または関連して、受講者が知り得た当社および第三者（他の受講者および職場実習受入先を含みますが、これに限られません。）の営業上、技術上その他一切の情報
 - (2) 本研修に関する一切の情報
 - (3) その他社会通念上合理的に秘密であると認識されるべき情報
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに受講者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず受講者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に受講者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに開示された情報
3. 受講者は、秘密情報を厳に秘密として保持し、当社の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

第 13 条（個人情報の取扱い）

当社は、本研修の実施に際し受講者より受領した受講者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に定める「個人情報」をいいます。以下同じ。）を、当社が別途定めるプライバシーポリシーの定めに従って取扱うものとします。

第 14 条（受講契約の終了）

1. 当社は、受講者が次の各号のいずれかに該当した場合、受講者に何らの通知または催告を要せず、直ちに受講契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 受講者が本規約に定める禁止事項に違反した場合
 - (2) 受講者が受講契約上の義務を履行せず、または本規約に違反した場合で、当社から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に義務の履行または違反行為の是正を行わない場合
2. 前項に定めるほか、当社は、受講者に対する本研修の提供の全部または一部が独立性にかかわる諸法令等に抵触するまたはそのおそれがあると判断した場合、受講者に対して書面による通知を行うことにより、受講契約を終了させることができるものとします。

第 15 条（残存条項）

終了事由のいかににかかわらず、第 7 条（知的財産権等）、第 8 条（受講者の責任）、第 11 条（責任の制限）、第 12 条（秘密保持）、第 13 条（個人情報の取扱い）、本条および第 20 条（準拠法および裁判管轄）の規定の効力は、受講契約終了後も適用対象となる事項が存続する限りにおいて存続するものとします。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. 受講者および当社は、相手方に対し、自らが暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準備構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらの準ずる者（以下併せて「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ受講契約期間中該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 受講者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力的な要求行為
 - (3) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (4) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (5) 虚偽の風説を流布し、偽計を行いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の

業務を妨害する行為

(6) その他前各号に準ずる行為

3. 受講者および当社は、相手方が前二項の表明または確約に違反したときは、何らの通知または催告をすることなく、受講契約を直ちに解除することができます。この場合において、当該解除をした当事者は、相手方に対して損害を賠償する義務を負いません。
4. 受講者および当社は、受講契約に基づく取引に関し、暴力団員等から不当な介入を受けたときは、直ちにその旨を相手方に報告するものとします。

第 17 条（通知）

1. 本研修に関する通知その他本規約に定める当社から受講者に対する通知は、受講者が連絡先として受講申込書に記入した電話番号または電子メールアドレスに対して発するものとし、当該通知を発信した時に到達したものとみなします。
2. 受講者は、受講申込書に記入した連絡先に変更が生じる場合、事前に、当社所定の方法により変更後の連絡先を通知するものとします。受講者が当該通知を怠ったことにより受講者に生じた一切の損害について、当社は責任を負いません。

第 18 条（権利義務譲渡の禁止）

受講者は、受講契約の契約上の地位を第三者に承継させ、または受講契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させまたは担保に供してはならないものとします。

第 19 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が無効または執行不能と判断された場合であっても、当該無効または執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 20 条（準拠法および裁判管轄）

受講契約に関する事項については、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（協議）

受講契約の解釈について両当事者間に異議、疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項が生じた場合、受講者および当社は誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

以上

2025 年 1 月 20 日 制定

2026 年 4 月 1 日 改定